



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんの学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」）の合格を目指し講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。

※受講前に事前相談・申請が必要です。受講、入学後は申請ができません。

1 対象者 次のすべての要件を満たす方

- ① 今治市内在住
- ② 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さんやお父さん
または、ひとり親家庭のお母さんやお父さんに扶養されている20歳未満のお子さん
- ③ 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準の世帯にあること
- ④ 母子・父子自立支援プログラム（自立に向けた計画）の策定を受けている方
- ⑤ 就学経験や就業経験、技能、労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められる方
- ⑥ 過去にこの事業による給付金の支給を受けていない方（他自治体も含め一度限りの給付）
- ⑦ 大学入学資格を取得していない方（高等学校を卒業していない、中退したなど）



2 対象講座

高卒認定試験の合格をめざす講座（通信制講座を含む）

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。

母子・父子自立支援プログラム策定

生活や就労状況から、今後のプランや必要なスキルを確認し、利用できる制度を案内します。自立目標や個々のニーズに応じた支援内容について「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、サポートしていきます。

3 対象経費

対象となる経費は、入学金や受講料（受講費・教科書代・教材費）、および入学金と受講料にかかる消費税です。それ以外の経費は対象となりませんのでご注意ください。

【支給の対象とならない経費（例）】

高卒認定試験の受験料・講座の補講費用／学債等の将来現金還付が予定されている費用
受講にあたって必須とされない補助教材費用／受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
クレジット利用の場合の分割払い手数料（金利）など



4 支給額

①受講開始時給付金

受講開始時に受講開始のために支払った費用の40%を支給

②受講修了時給付金

受講修了後に受講のために支払った費用の10%を支給

③合格時給付金

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格したときに受講のために支払った費用の10%を支給



※給付の種類、受講方法によって支給上限金額が変わりますので下記表をご覧ください。

[支給上限額]

	支給額	上限額	
		通信制	通学または 通学および通信制併用
①受講開始時給付金 受講を開始した時	受講費用の40%	上限10万円	上限20万円
②受講修了時給付金 受講を修了した時	受講費用の10%	①、②を合わせて 上限12万5千円	①、②を合わせて 上限25万円
③合格時給付金 受講修了日から2年以内に、 認定試験の全科目に合格した時	受講費用の10%	①、②、③を合わせて 上限15万円	①、②、③を合わせて 上限30万円

※①と②の給付金とも、算定後の金額が4,000円以下になる場合は支給できません。

※対象となる受講費用

入学金（入学金または登録料）、受講料（受講費、教科書代、教材費）、左記経費の消費税

※対象とならない費用

高卒認定試験の受験料、必ずしも必要とされない補助教材費、補助費、交通費など

5 高等学校卒業程度認定試験とは

高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由で高等学校を卒業していないなどのため、大学等の受験資格がない方に対し、「高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験です。

合格者には、日本国内の大学・短大・専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力があるものとして認定され、就職や資格試験等に活用することができます。

認定試験の日程等詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。

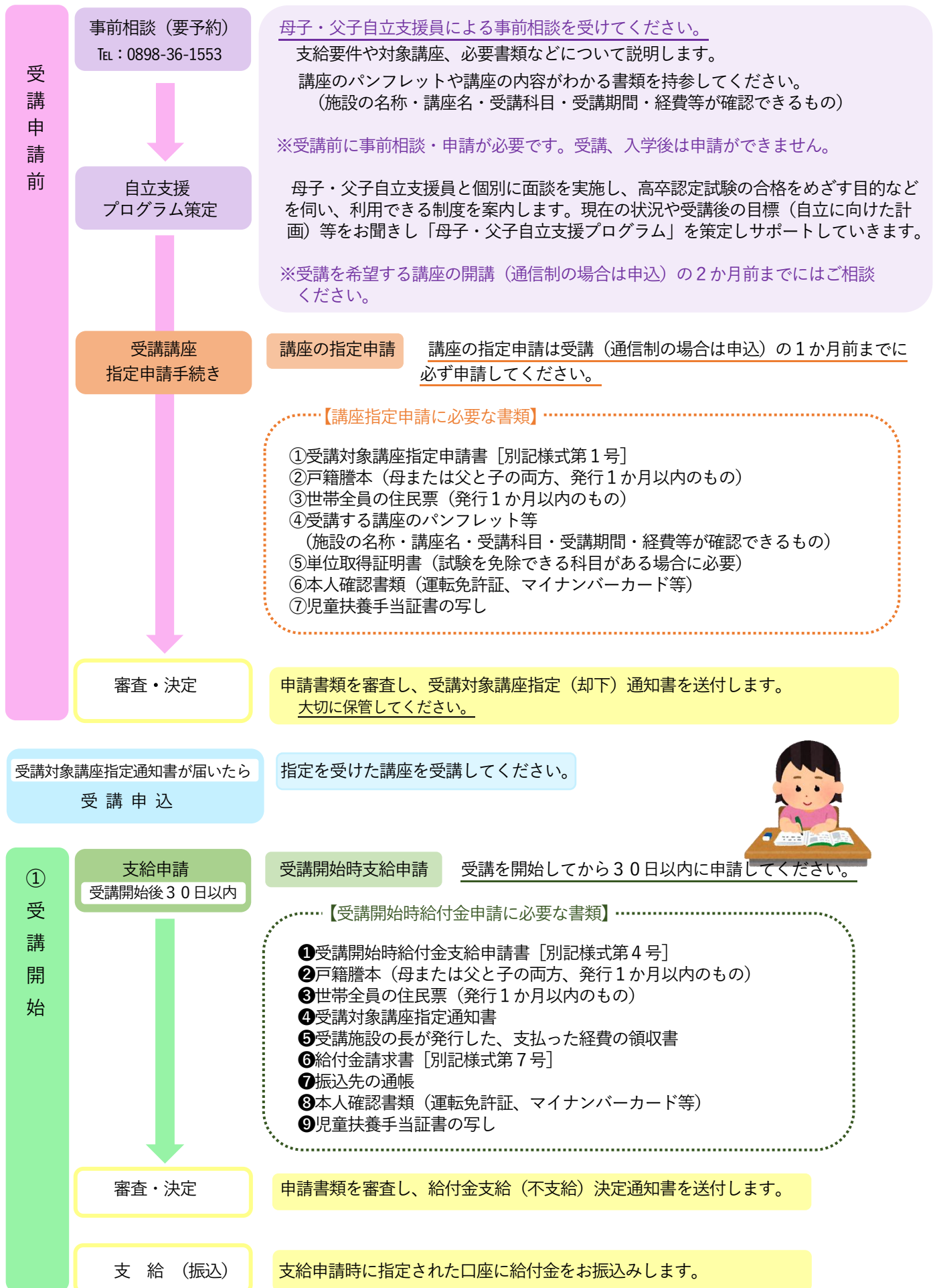
高等学校卒業程度認定試験ホームページ

高卒認定 文部科学省

検索



6 手続きの流れ



② 受講修了

支給申請
受講修了後30日以内

受講修了時支給申請

受講を修了してから30日以内に申請してください。

【受講修了時給付金申請に必要な書類】

- ① 受講修了時給付金支給申請書 [別記様式第4号]
- ② 戸籍謄本 (母または父と子の両方、発行1か月以内のもの)
- ③ 世帯全員の住民票 (発行1か月以内のもの)
- ④ 受講対象講座指定通知書
- ⑤ 受講施設の長が発行した、支払った経費の領収書
- ⑥ 給付金請求書 [別記様式第7号]
- ⑦ 振込先の通帳
- ⑧ 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)
- ⑨ 児童扶養手当証書の写し

審査・決定

申請書類を審査し、給付金支給 (不支給) 決定通知書を送付します。

支給 (振込)

支給申請時に指定された口座に給付金をお振込みします。

講座受講修了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験」に全科目合格

③ 合格時

支給申請
合格証書記載日から
40日以内

合格時支給申請

合格証明書に記載されている日から40日以内に
申請してください。

【受講修了時給付金申請に必要な書類】

- ① 受講修了時給付金支給申請書 [別記様式第4号]
- ② 戸籍謄本 (母または父と子の両方、発行1か月以内のもの)
- ③ 世帯全員の住民票 (発行1か月以内のもの)
- ④ 受講対象講座指定通知書
- ⑤ 受講施設の長が発行した、支払った経費の領収書
- ⑥ 給付金請求書 [別記様式第7号]
- ⑦ 振込先の通帳
- ⑧ 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)
- ⑨ 児童扶養手当証書の写し
- ⑩ 文部科学省が発行する合格証書



審査・決定

申請書類を審査し、給付金支給 (不支給) 決定通知書を送付します。

支給 (振込)

支給申請時に指定された口座に給付金をお振込みします。

何らかの事情で高校を中退した方や中学卒業後社会に出た方で、「転職や今後の将来のために高校卒業と同様の認定がほしい」という方は、ぜひご利用ください。

7 お問い合わせ・申請窓口

今治市役所 ネウボラ推進課

電話番号：0898-36-1553

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館4階

